

まち第1135号
令和4年11月14日

裁 決 書

審査請求人 ●● ●●
代理人 ▲▲ ▲▲

処 分 庁 福知山市長 大橋 一夫
(市民総務部市民課長)

審査請求人が令和3年9月24日に提起した処分庁による犯罪被害者等見舞金支給申請却下処分に係る審査請求（犯罪被害者等見舞金支給申請却下処分事件（令和3年まち（審）第1号））について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 平成28年6月3日、審査請求人は、福知山市犯罪被害者等見舞金の支給に関する規則（平成24年福知山市規則第44号。以下「規則」という。）第11条に規定する犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（規則様式第1号）及び添付資料を処分庁へ提出し、処分庁は同申請（以下「本件申請」という。）を受理した。
- 令和3年9月17日、処分庁は本件申請について、規則第2条第1項第2号に定める犯罪被害に当たると判断できる証拠がないことにより、市民発第2474号福知山市犯罪被害者等見舞金支給申請却下通知書を送付した。

- 3 審査請求人は、令和3年9月24日付けで本件却下処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和3年12月23日付けで審理員を指名した。審理員は審査請求人に対し、令和4年3月3日に口頭による意見陳述の機会を与え、その結果を踏まえ、令和4年4月6日付けで審査庁に対し審理員意見書を提出した。
- 5 審査庁は令和4年4月6日付けで審理員意見書を受理し、令和4年5月31日付けまち第1046号において、福知山市行政不服審査会へ諮問を行ったところ、同審査会より令和4年10月4日付け、令和4年答申第1号により答申書の提出があった。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、本件申請に対する処分庁の決定が、規則第2条第2号に規定する犯罪被害とは認められないことによることを理由に却下しているが、平成24年度福知山警察から児童相談所へ暴行罪（刑法208条）で書類通知されており、長期にわたりくり返された犯行であるため統合失調症になったと判断されるため、却下の理由に当たらないというものである。

2 処分庁の主張

処分庁は、本件処分について、審査請求人が犯罪行為と疾病に因果関係があると主張していることに対し、提出された診断書からは、1月以上の加療を要する疾病であるとの診断があったことは読み取れるが、犯罪行為と疾病の因果関係を示すものではなく、また、提出された調査概要結果通知書及び児童通告書からは、暴行の事実があったことは読み取れるが、犯罪行為と疾病の因果関係が認められるものではないとして、本件審査請求には理由がないと反論している。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

規則第2条第2号では、犯罪被害とは犯罪行為による傷害（医師の診断により全治1月以上の加療を要するものに限る。）をいうとされ、同条第1号で、犯罪行為とは日本国内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為をいうと定義されている。

2 本件処分について

- (1) 本件処分は、処分庁が審査請求人に対し、審査請求人の疾病（統合失調症）については、規則第2条第2号に規定する犯罪被害とは認められないことを処分の理由とし、申請を却下したものである。
- (2) 規則は、条例の規定を受けて犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものであり、何ら違法又は不当な点は認められない。そして、本件却下処分はその規則に定めたとおりの取扱いであるから、本件却下処分も適法かつ妥当なものである。
- (3) 処分庁は審査請求人に対し、平成28年当時から「被害者であることが分かる暴行行為と統合失調症との因果関係があるとする」根拠書類の提出が不足していると説明しており、その後も相当な期間があったにもかかわらず根拠資料の提出がなく、犯罪被害に当たると判断できるものではないとして本件却下処分を行っており、違法又は不当な点は認められない。
- (4) 以上のことから、本件処分は規則に基づき処分されたものであり、審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求める理由としては失当である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年11月14日

審査庁 福知山市長 大橋 一夫

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福知山市を被告として（訴訟において福知山市を代表する者は福知山市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えについては、不服申し立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福知山市を被告として（訴訟において福知山市を代表する者は福知山市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提

起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。